

環 政 第 1 9 3 1 号

平成 2 1 年 3 月 1 2 日

小松市長 西 村 徹 様
(生活環境課扱い)

石川県知事 谷 本 正 憲

小松市環境美化センター熱回収施設建設事業に係る環境影響
評価準備書に対する環境保全の見地からの意見について

平成 2 0 年 1 1 月 1 7 日付け生環第 4 4 号で意見の概要送付書の送付のあった標記環境影響評価準備書について、ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成 16 年石川県条例第 16 号) 第 2 1 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

当該事業は、廃棄物焼却の余熱を発電等で回収することにより、地球温暖化対策にも貢献するものとなっており、また、現在も当該地で焼却施設が稼働している状況に鑑みれば、計画施設による環境影響は限られたものになると推察されるが、環境影響評価書の作成にあたっては、別紙のことに留意するとともに、石川県環境影響評価技術指針に即した内容とし、住民に理解しやすいものとなるよう十分留意願いたい。

事務担当
環境部環境政策課
規制指導グループ
電話 076-225-1463

1 全般的事項

(1) 事業内容について

- ① 現行施設と同一の敷地に建設する計画であるが、対象事業実施区域の選定に至る検討の経緯、将来の跡地利用に対する方針を具体的に示すこと。
- ② 既設施設の解体にあたっては、周辺地域の生活環境の保全に十分配慮すること。

(2) 計画施設の内容について

最終処分場への負荷を低減する観点から、焼却残渣の減量化について検討し、具体的な対策を示すこと。

(3) 処理能力について

処理能力の根拠については、小松市のごみ処理計画に照らし、平常時、災害時に区分したうえで、わかりやすく示すこと。

(4) 処理設備について

- ① 処理設備については、全体的な構成、数量、諸元（能力、効率等）を検討の経緯、既設施設との対比と併せ具体的に示すこと。
- ② 当該事業の主眼である熱回収については、温室効果ガスの排出量削減に向けた努力として評価できるが、熱回収率及び用途等を示し、温室効果ガスの削減効果として具体的に示すこと。
- ③ 煙突は、既設施設と同じ高さで計画しているが、木場潟及びその周辺からの白山の眺望景観に対する配慮が必要であり、現計画に至った検討の経緯を記載するとともに、大気汚染及び景観等への及ぼす影響を煙突高さに応じた予測をもって評価すること。

(5) 対象事業実施区域について

対象事業の実施に伴う残土置場、資材置場等については、対象事業実施区域に加えるとともに、それらによる影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を講ずること。

(6) 公害防止目標と環境保全目標について

- ① 県の環境総合計画や小松市の環境プラン等、国・県・小松市が設定した環境目標を調査し、これらの目標と環境保全目標を十分に整合させること。
- ② 公害防止目標値については、環境保全目標の達成に向け、目標値の設定に至る検討の経緯、効果等を具体的に示すこと。

(7) 環境配慮事項

- ① 予測の前提とした事項と評価の段階での事項を区分して記載すること。

- ② 7日間程度の貯留槽等を設け、全炉停止時においても処理水等を放流しない計画であるが、貯留量の根拠、処理濃度、計画以上の停止時における対応を具体的に記載すること。また、上水の使用に関する環境配慮事項についても検討の経緯等を示すこと。

(8) 工事工程

建設工事における騒音等を環境影響要因としているが、環境配慮事項が不明確である。ストックヤードの解体等を含め予測に用いた工事内容とともに環境への配慮に対する検討の経緯・効果等を示すこと。

(9) 調査、予測及び評価の手法

- ① 調査結果には、天候状態や他の要因の有無等、予測・評価に必要な事項を記載すること。

- ② 最悪の条件での予測としているが、事業計画に応じて、想定される幅をもった予測を行い、その結果をもって評価すること。

- ③ 評価について

ア 評価にあたっては、建造物の構造及び施設の能力、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数の案を時系列に沿って、若しくは並行的に比較検討して示し、対象事業の実施による環境影響の回避、低減のために講ずる措置を具体的に示すこと。

イ 実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて、検討の経緯及び既施設との対比を含め具体的に示すこと。

ウ 国・県・小松市が設定した基準及び目標との整合性が図られているか否かについて検討すること。

(10) 事後調査

関係法令で必要とされる調査と併せ、事後調査計画の内容を具体的に示すこと。

2 個別的事項

(1) 大気汚染

- ① 計画地域及びその周辺地域は、大気環境基準を十分に満足する地域であることから、調査結果を詳細に解析し、現況の大気環境を悪化させないことなどを環境保全目標とすること。

- ② 建設発生残土は、最終処分場の覆土として利用するため最終処分場に仮置きする計画であるが、一般粉じんによる周辺地域への影響を予測・評価すること。

(2) 騒音・振動

- ① 現地調査は、特定の発生源の影響を受けない地点で実施し、その結果をもって予測・評価すること。

また、周辺地域は静穏な地域であることから、調査結果を詳細に解析し、現況の良好な環境を悪化させないことなどを環境保全目標とすること。

- ② 予測にあたっては、実績のある予測手法を用いるとともに合理性のある条件を用い、精度の高い予測を行うこと。
- ③ 環境保全措置の内容を具体的に記載するとともに、低騒音・低振動となる工法や機材の採用、運用方法等を十分検討し、より効果的で実効のある対策として事業計画に反映すること。
- ④ 工事期間中においては、周辺の住居は工事用機械、資材等の搬入車両、廃棄物運搬車両による影響を同時に受けることから、これらの影響を総合的に評価すること。
- ⑤ 事後調査にあたっては、地形の高低差を配慮した適切な地点を選定し、工事開始前に状況を把握しておくこと。また、工事中に最も影響が大きい時期等に限ることなく、工事計画に即して事後調査を行い、その結果を踏まえ必要に応じ適切な追加対策を講じること。

(3) 悪 臭

- ① 計画施設における換気等を含めた悪臭の排出抑制対策を十分検討し、事業計画に反映すること。
- ② 環境保全目標については、現地調査の状況を踏まえた臭気指数または特定悪臭物質濃度による数値目標とし、また、適切な時期に事後調査を実施し、その結果を踏まえ必要に応じ適切な追加対策を講じること。
- ③ 焼却炉の停止時における悪臭の防止については、その対策及び管理基準等を具体的に示したうえで、影響を予測・評価すること。

(4) 水質汚濁

濁水の防止については、設置目的の異なる防災調整池での除去を見込むことなく、効果的な環境保全措置を検討すること。

また、予測にあたっては実績のある手法を用いるとともに、放流水・放流先河川における懸濁物質濃度など具体的な環境保全目標を定め、これとの対比により評価すること。

更に、事後調査を行うとともに環境保全目標を超過した場合の措置を具体的に検討しておくこと。

(5) 植 物

改変区域の近傍に確認された貴重種については、工事による影響が懸念されることから、工事中における具体的な環境保全措置を検討すること。

また、工事計画に即した事後調査を行い、その結果を踏まえ必要に応じ適切な追加対策を講じること。

(6) 動物・生態系

- ① 生存する可能性のある動物については、入手可能な文献での調査を行うとともに、現地調査結果と併せて解析し、予測等に反映させること。
- ② 動物の生息範囲（移動・行動を含む）と消失する範囲との関係を解析し、精度の高い予測をもって環境保全措置を講ずること。
- ③ 改変区域の周辺で発見された貴重種（カヤネズミ、コチドリ）に対しては、環境保全措置を確実に実施するため、その範囲や対策等について専門家の助言を得て、具体的に定めること。

また、工事完了後においても、これらの生息範囲については、代償ミティゲーションとして保全する方策を検討すること。

- ④ 貴重種・着目種に対しては、あらかじめ専門家の助言を得て、環境保全措置を組み入れた工事計画を作成し、また、適切な時期に事後調査を行い、その結果を踏まえ必要に応じ適切な追加対策を講ずること。

(7) 景観

- ① 平成21年1月に施行されたいしかわ景観総合条例の内容を調査し、事業計画に反映すること。
- ② 木場潟からの白山の眺望の保全に対しては、木場潟からの景観の予測地点を木場潟西園地のほか木場潟の南北両端及び周辺地域を追加し、白山を含めたフォトモンタージュによって、その影響について白煙対策を含めて評価すること。
- ③ 煙突は、高さのほか、大きさ、色彩、デザイン等について、専門家の意見を聴取することなどにより十分検討すること。

(8) 廃棄物等

建設発生木材については、地域の廃棄物処理に影響を及ぼすことがないよう周辺のリサイクル施設（サーマルリサイクル施設を含む）における処理能力を調査し、リサイクル率の向上に配慮した環境保全目標を設定すること。

(9) 温室効果ガス

県や市の環境目標に即した環境保全目標を設定すること。そのうえで既施設との対比において、計画施設がいかなる方針のもとに設計され、温室効果ガスの削減に寄与するものとなっているかについて具体的に記載すること。